



# 広島県報

定期  
第7号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

規則	広島県個人情報保護条例の一部の施行期日を定める規則 (県法規登載)	行政情報室	一
告示	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要 道路の区域変更 (三件) 広島県と因島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約 広島県と瀬戸田町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約 広島県と尾道市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する告示 (以上三件県法規登載)	地域行政室 環境対策室 道路保全室 港湾管理室 " " " " " " " "	一 二 三 四 五 五 五 六 六
公告	公の施設の指定管理者の指定 (二件) (以上三件県法規登載)	" "	六
告示	特定非営利活動法人の認証申請 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 広島県卸売市場整備計画の策定 県営土地改良事業変更計画の樹立 開発行為に関する工事の完了 土地改良事業施行認可申請の適否決定 (土地改良区) 土地改良区の定款変更の認可	(県民文化室) " " (食品流通安全室) (土地改良室) (開発指導室) (備北地域事務所) " "	六 七 七 七 七 七 八

選挙管理委員会告示

### 公布された規則のあらまし

不在者投票のできる施設の内容の変更	公安委員会告示	八
遊技機の型式の検定の告示	監査委員公表	八
十二月例月出納検査の結果		九

### 規則

広島県個人情報保護条例の一部の施行期日を定める規則 (規則第一号) (行政情報室)  
 広島県個人情報保護条例 (平成十六年広島県条例第五十三号) 附則第一項ただし書に規定する規定 (公安委員会及び警察本部長が実施機関となることの規定) の施行期日を、平成十八年四月一日とすることとした。

広島県規則第二号  
 広島県個人情報保護条例の一部の施行期日を定める規則  
 広島県個人情報保護条例 (平成十六年広島県条例第五十三号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

### 告示

広島県告示第七十一号  
 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条



工 期 等			汚水等の処理施設	能 力 (汚水処理)	変 更 前	変 更 後
使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				
既設			一日当たり一五〇立方メートル処理			
完成後直ちに	着工後三〇日	許可後直ちに	一日当たり二二〇立方メートル処理			

2 汚水等の処理の方法  
(その一) 一 総合排水処理施設

工 期 等			種 類	変 更 前	変 更 後
使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
既設			四基(フードカッター、六基(板カッター、パルパー、ダイサー、パルパー、チヨツパー)二)	同上	同上
完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに			

(その四)

使用の方法		工 期 等	種 類	変 更 前	変 更 後
排出される汚水等の汚染状態					
窒素含有量	項目	既設			
(単位:リットルにつきミリグラム)					
一一	通常			基四(調合釜)一、五	
二四	最大			同上	
一一	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	
五〇	最大				

(その三)

使用の方法		工 期 等	種 類	変 更 前	変 更 後
排出される汚水等の汚染状態					
窒素含有量	項目	既設			
(単位:リットルにつきミリグラム)					
五・八	通常			基四(洗滌機)一、四	
九	最大			同上	
五・八	通常	完成後直ちに	着工後直ちに	許可後直ちに	
一九	最大				

(その五)

使用の方法		工 期 等	種 類	変 更 前	変 更 後
排出される汚水等の汚染状態					
窒素含有量	項目	既設			
(単位:リットルにつきミリグラム)					
八	通常				
一七	最大				
一一	通常				
五〇	最大				

使用の方法			工 期 等			変 更			変 更			変 更				
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理後の汚染状態		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	既設	処 理	前	後	処 理	前	後	処 理	前	後	
	室 素 含 有 量	化学的酸素要求量														室 素 含 有 量
二二〇・五	二二	一、六〇七					六	二二	二二	二二〇・五	六	四七五	一一三三・五	一六五	一一三三・五	一六五
一五〇	二四	一、九五三					六	二二	二二	一五〇	二二	四七五	一一三三・五	一六五	一一三三・五	一六五
二二〇・五	六	三八〇					六	二二	二二	二二〇・五	六	四七五	一一三三・五	一六五	一一三三・五	一六五
二二〇・五	二二	一、四二五					六	二二	二二	二二〇・五	六	四七五	一一三三・五	一六五	一一三三・五	一六五
二二〇・五	六	一、七六五					六	二二	二二	二二〇・五	六	四七五	一一三三・五	一六五	一一三三・五	一六五
二二〇・五	六	二二					六	二二	二二	二二〇・五	六	四七五	一一三三・五	一六五	一一三三・五	一六五

(その二) 滅菌反応槽

使用の方法		工 期 等			変 更			変 更			変 更			
処理後の汚染状態	室 素 含 有 量	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	既設	処 理	前	後	処 理	前	後	処 理	前	後
六	二二					六	二二	二二	六	二二	二二	六	二二	二二
六	二二					六	二二	二二	六	二二	二二	六	二二	二二
六	二二					六	二二	二二	六	二二	二二	六	二二	二二
六	二二					六	二二	二二	六	二二	二二	六	二二	二二
六	二二					六	二二	二二	六	二二	二二	六	二二	二二

3 排水水の汚染状態

排水口名	項 目	変 更	前	後
1 排水口	室 素 含 有 量	通 常	六	六
	単位・リットルにつき ミリグラム	最 大	二二	二〇

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年一月三十日から  
平成十八年二月二十日まで

2 縦覧場所

広島県環境生活部環境局環境創造総室環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境

局環境管理課及び竹原市民生部市民生活課

広島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道

路線名 一九一号

道路の区域

区	間	別新旧	敷地の幅員	延長	備考
山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	新	二二・〇〇メートル	四八・四〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	旧	二六・五〇メートル	四八・四〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
道路の種類	一般国道				
路線名	四三三号				
道路の区域					

区	間	別新旧	敷地の幅員	延長	備考
山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	新	二二・〇〇メートル	四八・四〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	山県郡安芸太田町大字津浪字附ケ地五番一地从先から	旧	二六・五〇メートル	四八・四〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
道路の種類	一般国道				
路線名	四三三号				
道路の区域					

広島県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年二月十三日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年一月三十日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 一般国道  
路線名 四三二号  
道路の区域

区	間	別新旧	敷地の幅員	延長	備考
庄原市川北町字合之峠二五八三番一地从先から	庄原市川北町字合之峠二五八三番一地从先から	新	二二・〇〇メートル	二二七・五〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
庄原市川北町字合之峠二五八三番一地从先から	庄原市川北町字合之峠二五八三番一地从先から	旧	二九・〇〇メートル	二二七・五〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
道路の種類	一般国道				
路線名	四三二号				
道路の区域					

広島県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次の

のとおり変更する。  
その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年二月十三日までの間、縦覧に供する。  
平成十八年一月三十日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道  
路線名 中迫川北線  
道路の区域

区	間	別新旧	敷地の幅員	延長	備考
庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	新	二二・〇〇メートル	二二七・五〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	旧	二九・〇〇メートル	二二七・五〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	新	二二・〇〇メートル	二二七・五〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	庄原市川北町字下重行三五一六番一地从先から	旧	二九・〇〇メートル	二二七・五〇メートル	一、二、三、四、五番と重複
道路の種類	一般国道				
路線名	四三二号				
道路の区域					

広島県告示第七十六号

広島県と因島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を次のように定めた。  
平成十八年一月三十日

広島県知事 藤田雄山

る規約  
広島県と因島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

一日施行）は、廃止する。  
この規約は、平成十八年一月十日から施行する。

附則

この規約は、平成十八年一月十日から施行する。

広島県告示第七十七号

広島県と瀬戸田町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を

次のように定めた。  
平成十八年一月三十日

広島県と瀬戸田町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と瀬戸田町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約(昭和四十八年五月一日施行)は、廃止する。

附則

この規約は、平成十八年一月十日から施行する。

広島県告示第七十八号

広島県と尾道市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約(昭和四十七年四月一日施行)の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。  
平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条第一号中「重要港湾尾道系崎港」の下に「及び地方港湾瀬戸田港」を、「所在する港湾施設」の下に「並びに地方港湾土生港、重井港、中浜港及び生口港の港湾施設」を加える。

広島県告示第七十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島港、尾道系崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。  
平成十八年一月三十日

一 指定を受けた者  
広島県知事 藤 田 雄 山

1 名称及び代表者の氏名  
株式会社 ひろしま港湾管理センター  
代表取締役 廣 津 忠 雄

2 主たる事務所の所在地  
広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

二 指定した年月日  
平成十八年一月二十日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第八十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島観音マリーナの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。  
平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名  
株式会社 ひろしま港湾管理センター  
代表取締役 廣 津 忠 雄

2 主たる事務所の所在地  
広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

二 指定した年月日  
平成十八年一月二十日

三 管理の期間  
平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。  
平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人安芸コアラ	山田 秀行	広島県呉市川尻町東四丁目一番二二三号	この法人は、高齢者、障害者、病弱者等に対して、福祉に関するサービスを提供することにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年一月十七日
NPO法人ほの	濱村史子	広島県大竹市松	この法人は、子どもの健全育成	平成十八年一

ぼのん  
が原四四五二  
を図る活動に関する事業又、子  
育てをする保護者に対して安心  
して楽しく子育てができる様に  
心のこもった支援を行い福祉の  
向上に寄与することを目的とす  
る。

一月九日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特  
定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活 動法人の名称	代表者の氏 名	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的	定款変更の 内容	申請年月日
特定非営利活 動法人イー・ズ	清水 紀彦	広島県広島市 南区上東雲町 二二番一七号	この法人は、一般市民に 対して、次世代により良 い、知育、体育、徳育、 食育を施し、動植物との 共生、食生活、都市、文 化、芸術、住宅、環境問 題等への啓発と改善に関 する事業を行い、健全な 現社会と将来の社会に寄 与することを目的とする。	・法人の英 文名の変更 ・その他の 事業の追加 ・章数の訂 正 ・副理事長 及び常務理 事人数の変 更 ・事業年度 の変更	平成一八年 一月二〇日

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定によって、広島県卸売市  
場整備計画を平成十八年一月二十日に定めた。

なお、この計画書の写しは、広島県農林水産部農水産総室食品流通安全室及び広島県の各  
地域事務所農林局（支局を含む。）農村振興課に備え置いて、平成十八年二月十三日までの  
間、縦覧に供する。

平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定によって、安  
芸高田市所在の上城新池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画を定めたので、  
この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五  
日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決

定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の  
規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か  
月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年一月三十日から  
平成十八年二月二十日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関  
する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町御園宇字五郎丸二四一九番一、二四一九番一、二四二二番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市安芸津町三津四一七五番地三五

行友 重雄

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町御園宇字勝谷五二八八番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市西条町御園宇五二二三番地一

坂野 廣子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町寺家字六日市七〇三〇番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市西条町寺家六八七一番地

佐々木 清子

次の土地改良事業施行認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により平成十八年一月三十日から平成十八年二月二十日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、備北地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年一月三十日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所  
 庄原市土地改良区 下誠心 農業用道路整備事業 庄原市役所  
 庄原市土地改良区 一木 農業用排水施設整備事業 庄原市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によって、庄原市土地改良区の定款変更を平成十八年一月十九日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年一月三十日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

**選挙管理委員会告示**

広島県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成十八年一月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

種類	指 定 称 所 在 地	変更事項	変 更 後

病院	日立造船健康保険組合 因島病院	因島市土生町二五六一番	所在地	尾道市因島土生町二五六一番地
----	--------------------	-------------	-----	----------------

病院	因島市医師会病院	因島市中庄町一九六二番	所在地	尾道市因島中庄町一九六二番地
----	----------	-------------	-----	----------------

病院	老人保健施設 あおかけ苑	因島市中庄町一〇三二番	所在地	尾道市因島中庄町一〇三二番地
----	-----------------	-------------	-----	----------------

病院	広島県立瀬戸田病院	豊田郡瀬戸田町大字中野四〇〇番地	所在地	尾道市瀬戸田町中野四〇〇番地
----	-----------	------------------	-----	----------------

老人ホ	因島市寿楽園	因島市原町一〇七六番地	名 称	尾道市寿楽園
-----	--------	-------------	-----	--------

老人ホ	介護老人福祉施設 しまなみ苑	因島市三庄町三四〇二番地二一	所在地	尾道市因島三庄町三四〇二番地二一
-----	-------------------	----------------	-----	------------------

老人ホ	特別養護老人ホーム 楽生苑	豊田郡瀬戸田町大字林一八八番地六	所在地	尾道市瀬戸田町林一八八番地六
-----	------------------	------------------	-----	----------------

老人ホ	ケアハウス 楽生苑	豊田郡瀬戸田町大字林一八八番地六	所在地	尾道市瀬戸田町林一八八番地六
-----	--------------	------------------	-----	----------------

**公安委員会告示**

広島県公安委員会告示第六号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第六条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十八年1月30日

広島県公安委員会  
委員長 畑 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
SP0973	告示の日(平成18年1月30日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRSジフカーズ対ゲージマシンカー-T67	興村遊技機株式会社 代表取締役 興村 昌美 (愛知県名古屋市中昭和区錦舞二丁目2番18号)	左 同

SP0987	同上	同上	CRマジン ンガレー トマジン カーB33 Q	同上	左 回
SP1016	同上	同上	CRマジン ンガレー トマジン カーKE	同上	左 回
SP1037	同上	同上	CRマジン ンガレー トマジン カーTK E	同上	左 回
SP1062	同上	同上	CR女の 華道RS K	株式会社ソフリア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七 丁目201番地)	左 回
SP1083	同上	同上	CR女の 華道RS M	同上	左 回
SP1087	同上	同上	CR女の 華道RS J	同上	左 回

**監査委員公表**

平成十七年十二月二十六日に実施した例月出納検査の結果を次のとおり公表する。  
平成十八年一月三十日

広島県監査委員

坪川 禮  
田 直  
高橋 義  
近光 章

## 12月例月出納検査の結果

平成17年12月26日執行

## 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成17年11月30日現在における平成17年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

## (1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収入済額と 支出済額と の差(累計)
		収入済額	支出済額	収入済額	支出済額	
一 般 会 計	1,044,047,741,950	97,697,287,202	51,074,339,509	600,221,904,325	493,255,255,553	106,966,648,772
特 別 会 計	216,679,493,000	4,676,132,137	3,790,223,436	105,066,253,467	81,551,796,410	23,514,457,057
合 計	1,260,727,234,950	102,373,419,339	54,864,562,945	705,288,157,792	574,807,051,963	130,481,105,829

## (2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,351,259,047	1,208,854,223	1,171,439,113	3,388,674,157

## (3) 基 金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
138,517,751,303	0	0	138,517,751,303

## 2 公営企業会計

平成17年11月30日現在における平成17年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 からの 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 への 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事業会計	225,549,212	2,562,367,835	2,602,637,918	23,016,903,762	22,979,191,763	185,279,129
工 業 用 水 道 事業会計	3,952,880,389	166,238,095	89,338,037	2,054,297,015	3,075,208,587	4,029,780,447
土 地 造 成 事業会計	7,000,257,924	28,348,392	24,133,397	7,650,003,316	5,518,865,209	7,004,472,919
水 道 用 水 供 給 事業会計	9,422,705,858	2,270,964,633	1,250,062,629	16,510,109,242	17,481,501,418	10,443,607,862
企 業 局 計	20,375,844,171	2,465,551,120	1,363,534,063	26,214,409,573	26,075,575,214	21,477,861,228
合 計	20,601,393,383	5,027,918,955	3,966,171,981	49,231,313,335	49,054,766,977	21,663,140,357







三〇	交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に 関する規則の一部を改正する規則			
二九	広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例施行規則			
	○ 公安委員会規程			
二八	街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程			
	○ 公安委員会告示			
二七	遊技機の型式の検定の告示	一		九
二六	"			
二五	運転免許取得者教育の認定を受けた者の住所の変更の公示	一	一九七	一
	○ 公安委員会公告			
二四	機械警備業務管理者講習の実施	九		一
二三	警備業検定合格者審査の申請手続	九	一九〇	一
二二	警備員指導教育責任者講習の実施	六	一九七	三
	"	"	"	"
二一	技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)の実施	"	"	九
	○ 警察本部公告			
二〇	落札者等の公示	六	一九七	五
一九	"	六	一九二	三
	○ 内水面漁場管理委員会指示			
一八	平成十八年において漁業権者が実施すべき増殖の目標量等	六		九
	○ 監査委員公表			
一七	任意団体に係る監査及び県立学校の夏期休業期間等における職員 の勤務管理に係る監査の結果報告書	六	一八九	一
一六	平成十六年度監査の結果に基づく措置状況	六	一九八	"
	○ 正 誤			
一五	平成十六年十二月二十七日付け広島県報(定期)第九十九号中広島 県告示第千五百十三号の訂正	五		四
一四	平成十七年十一月一日付け広島県報(定期)第九十一号の訂正	三		八